

令和5年6月16日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油給湯機付ふろがま1件）  | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うち電気洗濯機1件、ノートパソコン1件、除湿機1件）  | 3件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うちリチウム電池内蔵充電器2件、<br>電動車いす（ハンドル形）1件、電気圧力鍋1件、<br>スピーカー（充電式）1件、照明器具（卓上型、充電式）1件、<br>電動アシスト自転車1件） | 7件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202200201、A202200364、A202200644を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、首藤、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300214	令和5年6月4日	令和5年6月14日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3200TX3(F)	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200201	令和4年6月9日	令和4年6月20日	電気洗濯機	HW-E4503	ハイセンスジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、内部配線を固定している箇所に溶融痕が認められたことから、配線の固定部で短絡したものと推定されるが、焼損が著しく、短絡した原因の特定には至らなかった。	広島県	令和4年6月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200364	令和4年7月30日	令和4年8月12日	ノートパソコン	HP ENVY x360 13-ar	株式会社日本HP (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、バッテリーに内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱が生じた原因の特定には至らなかった。	東京都	令和4年8月16日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200644	令和4年11月8日	令和4年11月24日	除湿機	DDB-20	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	病院で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、内部の熱風を受ける樹脂製レシーバー及び樹脂製熱交換器の周辺が焼損して出火したものと推定されるが、レシーバー及び熱交換器が焼失しており確認できない部品があったことから、事故原因の特定には至らなかった。	新潟県	令和4年11月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300208	令和5年6月1日	令和5年6月12日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電しながら、当該製品に電気製品を接続していたところ、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300209	令和5年5月27日	令和5年6月12日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、川へ転落し、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202300210	令和5年4月6日	令和5年6月13日	電気圧力鍋	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	島根県	令和5年4月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月7日
A202300211	令和5年5月11日	令和5年6月13日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品を熔融し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年5月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202300212	令和5年4月27日	令和5年6月13日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を他社製の充電ケーブル及び充電器に接続して充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品から発煙し、当該製品を熔融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月1日
A202300213	令和5年6月1日	令和5年6月13日	照明器具(卓上型、充電式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300215	平成30年5月14日	令和5年6月14日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、バランスを崩し、転倒、左手を負傷した。事故発生時の状況を含めて、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月8日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気洗濯機（管理番号：A202200201）



ノートパソコン（管理番号：A202200364）



除湿機（管理番号：A202200644）

